浜健介第 149 号
令和７年６月 10 日

介護保険施設長　様
指定短期入所生活介護事業所管理者　様
指定短期入所療養介護事業所管理者　様

浜松市介護保険課長　谷口　弘記

入所者等における介護保険負担限度額認定の更新申請について（依頼）

日ごろ、介護保険事業につきましては、ご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、介護保険施設（地域密着型を含む）に入所されている方または短期入所サービスを利用されている方の介護保険負担限度額認定証の有効期限が、令和７年７月 31 日をもって満了となります。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ですが、令和７年８月以降に施設への入所（継続を含む）が見込まれる利用者または短期入所サービスの利用が見込まれる利用者については、介護保険負担限度額認定の更新申請をご支援いただきますよう、 ご依頼申し上げます。

なお、令和７年５月 30 日付で現在負担限度額認定を受けている利用者の住所地あてに、本日勧奨通知をお送りいたしました。通知の内容につきましては、別紙のとおりですのでご承知おきください。

※ 明らかに要件に該当しない場合には、必ずしも申請をする必要はございません。
※ お問い合わせは、施設所在地の福祉事業所長寿支援課または長寿保険課（市外は本庁介護保険課）までお願いします。

中央福祉事業所　長寿支援課
　中央区役所内　　０５３－４５７－２３３７
　東行政センター内　　０５３－４２４－０１８４
　西行政センター内　　０５３－５９７－１１１９
　南行政センター内　　０５３－４２５－１５７２

浜名福祉事業所　長寿保険課
　浜名区役所内　　０５３－５８５－１１２２
　北行政センター内　　０５３－５２３－２８６３

天竜福祉事業所　長寿保険課
　天竜区役所内　　０５３－９２２－００６５

本庁介護保険課　　０５３－４５７－２８６２